

# 収容生活のガイドライン

大村入国管理センター

## 目 次

### 【非常災害時の対応】

- Q : 地震や火事があったときなどは、どうすればよいのですか。 . . . . . 1

### 【入所後の生活】

- Q 1 : 貴重品はどうやって保管するのですか。 . . . . . 1
- Q 2 : 点呼時に注意することはありますか。 . . . . . 1
- Q 3 : 居室扉の開放は何時から何時までですか。 . . . . . 1
- Q 4 : テレビは何時から何時まで見ることができますか。 . . . . . 2
- Q 5 : 運動はできますか。 . . . . . 2
- Q 6 : シャワーはいつ使用できますか。 . . . . . 2
- Q 7 : 電話機はいつ使用できますか。 . . . . . 2
- Q 8 : 喫煙はできますか。 . . . . . 3
- Q 9 : 洗濯機や乾燥機はいつ使用できますか。 . . . . . 3
- Q 10 : ゴミの処理はどうすればよいのですか。 . . . . . 3
- Q 11 : 居室を変更することができますか。 . . . . . 3
- Q 12 : 預けている荷物から物の出し入れをしたいときは、どうすればよい  
のですか。 . . . . . 4
- Q 13 : 預けている荷物を面会人に渡したいときは、どうすればよいのですか。 4
- Q 14 : 開放処遇終了後に他の部屋への移動や物の受渡しはできますか。 . . 4
- Q 15 : 生活の中で禁止されていることはありますか。 . . . . . 4
- Q 16 : 他の収容区域にいる友人等に手紙や物を渡すことができますか。 . . 4
- Q 17 : 居室内への持ち込みが不許可になった要冷蔵の食品を、面会人に渡  
したいのですが、カバンの中で保管できますか。 . . . . . 4
- Q 18 : キャッシュカードでお金を引き出すことができますか。 . . . . . 5
- Q 19 : 大使館又は領事館の電話番号を教えてください。 . . . . . 5
- Q 20 : 送付又は差入れにより食品を居室に持ち込むことはできますか . . . 5
- Q 21 : 申出書を提出したいときは、どうすればよいのですか。 . . . . . 5
- Q 22 : ラマダン中は特別に対応してもらえますか。 . . . . . 5

Q 2 3 : 日用品等の給与を受けることができますか。 . . . . . 5

### 【給食】

Q 1 : 宗教上の理由などで食事を変更したいときは、どうすればよいのですか。 . . . . . 6

Q 2 : 給食は何時に支給されますか。 . . . . . 6

Q 3 : 給食はどのように支給されますか。 . . . . . 6

### 【物品購入】

Q 1 : 日用品や食料品を購入することはできますか。 . . . . . 7

Q 2 : ロッカーから物品購入のお金を取り忘れたときは、どうすればよいのですか。 . . . . . 7

### 【診療】

Q 1 : 診察を受けたいときは、どうすればよいのですか。 . . . . . 7

Q 2 : 処方薬と救急常備薬を同時に服用することができますか。 . . . . . 8

Q 3 : 差入れ又は送付された市販薬を服用することができますか。 . . . . . 8

Q 4 : 本国から送付された薬を服用することができますか。 . . . . . 8

Q 5 : 処方薬の説明書を受領したいときは、どうすればよいのですか。 . . . . . 9

Q 6 : 収容中の処方薬を出所時に持ち帰ることができますか。 . . . . . 9

Q 7 : 外部の病院で受診できますか。 . . . . . 9

Q 8 : 診療室で受診した際の診断書が必要なときは、どうすればよいのですか。 . . . . . 9

Q 9 : 外部の病院で受診した際の診断書が必要なときは、どうすればよいのですか。 . . . . . 9

Q 1 0 : 健康診断を受けることができますか。 . . . . . 9

Q 1 1 : 健康診断の結果を知りたいときは、どうすればよいのですか。 . . . . . 1 0

Q 1 2 : カウンセリングを受けることができますか。 . . . . . 1 0

## 【郵便物の受発信】

- Q 1 : 手紙やお金を送りたいときは、どうすればよいのですか。 . . . . . 1 0
- Q 2 : 荷物を送りたいときは、どうすればよいのですか。 . . . . . 1 0
- Q 3 : 今日届いた私あての手紙は、すぐに受け取ることができますか。 . 1 1
- Q 4 : 今日届いた私あての荷物は、すぐに受け取ることができますか。 . 1 1

## 【物品の使用】

- Q 1 : 私物の日用品は使用できますか。 . . . . . 1 1
- Q 2 : 私物のCDプレーヤーは使用できますか。 . . . . . 1 2
- Q 3 : 私物の運動靴を使用できますか . . . . . 1 2
- Q 4 : 私物のシェーバーは使用できますか。 . . . . . 1 2
- Q 5 : シェーバーはいつでも使用できますか。 . . . . . 1 2
- Q 6 : お祈り用品は使用できますか。 . . . . . 1 3

## 【物品の貸与】

- Q 1 : 居室を掃除するときは、掃除機を借りることができますか。 . . . . . 1 3
- Q 2 : 理髪用品、裁縫道具、はさみ、毛抜き、体毛用バリカン及び爪切り  
を借りることができますか。 . . . . . 1 3
- Q 3 : 娯楽用品を借りることができますか。 . . . . . 1 3
- Q 4 : 辞書を借りることができますか。 . . . . . 1 4
- Q 5 : 毛布、シーツなどは交換できますか。 . . . . . 1 4

## 【面会】

- Q 1 : 面会の受付時間は何時から何時までですか。 . . . . . 1 4
- Q 2 : 面会の時間は何分ですか。 . . . . . 1 5
- Q 3 : 家族と仕切りのない部屋で面会したいときはどうすればよいのです  
か . . . . . 1 5

## 【各種手続】

Q 1 : 仮放免申請をしたいときは、どうすればよいのですか。 . . . . .	15
Q 2 : 難民認定申請をしたいときは、どうすればよいのですか。 . . . . .	15
Q 3 : 不服申出とは何ですか。 . . . . .	15
Q 4 : 意見箱とは何ですか。 . . . . .	16
Q 5 : 提案箱とは何ですか。 . . . . .	16
Q 6 : 視察委員会とは何ですか。 . . . . .	16
Q 7 : 視察委員と面接したいときは、どうすればよいのですか。 . . . . .	16
Q 8 : 収容証明書が欲しいときは、どうすればよいのですか。 . . . . .	17
Q 9 : 入管が保管している自分の記録が欲しいときはどうすればよいので すか . . . . .	17

### 【その他】

Q : ここでの生活や制度について分からないことがあるときは、どうす ればよいのですか。 . . . . .	17
---	----

## 【非常災害時の対応】

- Q : 地震や火事があったときなどは、どうすればよいのですか。
- A : 予期せぬ地震や火災などの非常災害が発生したときは、職員がすぐに施設や避難経路を点検するなどし、必要な措置を執ります。
- この施設は、耐震性があり、防火設備等を備えているので心配ありませんが、避難する必要があるときは、職員が安全に誘導しますので、指示に従い、落ち着いて行動してください。

## 【入所後の生活】

- Q 1 : 貴重品はどうやって保管するのですか。
- A : ロッカーの鍵を貸与するので、貴重品はロッカーに入れて保管してください。
- ロッカーの鍵は他人に渡したり、交換してはいけません。ロッカーの中から物を出し入れできるのは、開放処遇時間中だけです。居室扉の施錠時間中はロッカーの開閉ができません。ロッカーの鍵が破損したり、紛失した場合は、すぐに職員に申し出てください。トラブルの原因となるので、ロッカーの上に座ったり、勝手に移動させたり、他人のロッカーの扉を触ったりしないでください。
- 盗難が発生しても当センターは責任を負いません。
- Q 2 : 点呼時に注意することはありますか。
- A : 寝具を片付け、座って点呼を受けましょう。
- 名前を呼ばれたら返事をしてください。
- 点呼が終了するまでは、テレビ視聴、飲食、読書、会話はできません。
- トイレの使用は、点呼の前後に行うようにしてください。
- Q 3 : 居室扉の開放は何時から何時までですか。
- A : 居室扉を開放するのは、午前9時から午後4時45分までです。土・日・祝日も同じです。この間を開放処遇といいます。

問題が起きた場合や災害時等は開放処遇を中止することがあります。  
開放処遇時間が終わった時や職員から開放処遇の中止指示があった時はすぐに自分の居室に戻ってください。

**Q 4 : テレビは何時から何時まで見ることができますか。**

**A :** テレビは、毎日午前7時から午後10時まで見ることができます。  
ただし、点呼中は見ることはできません。テレビのリモコンは午前7時に貸与し、午後10時までに回収します。リモコンの電池の入っているふたは開けないでください。

**Q 5 : 運動はできますか。**

**A :** 戸外運動時間に、戸外運動場を使用して運動することができます。  
台風など悪天候の時は、戸外運動場を使用できません。  
運動場には、タオル、ロッカーの鍵、飲料等を持ち込むことができますが、このほか運動に必要なものは持ち込むことができません。運動中に気分が悪くなったときなどは、すぐに申し出てください。

**Q 6 : シャワーはいつ使用できますか。**

**A :** 毎日、午前10時から午後4時30分まで温水調整のシャワーを使用できます。髪の毛やゴミなどが詰まらないように、シャワーを使った後は自分で掃除してください。  
皆が使えるように、棚に荷物を置いたままにしないでください。

**Q 7 : 電話機はいつ使用できますか。**

**A :** 開放処遇時間中は、娛樂室にある電話機を自由に利用できます。電話機はテレホンカードを使って電話を掛けることができます。  
夕方の点呼後から午後10時00分までの間は、居室ごとに時間を定めて電話機（子機）を貸与します。使用できる時間帯は、毎日変わりますが、居室ごとにおおむね50分以内です。また、使用を終えた後は、履歴にカード番号や通話記録が残るので、他の者に見られないよう、確実に消去してから電話機（子機）を次の人に渡してください。  
電話機（子機）を破損させた場合は、電話会社から損害賠償を求めら

れることがありますので、乱暴に扱わないでください。電話機を使用するときは、台数が限られているので譲り合って使い、電話をしている人の迷惑とならないよう周辺で大声を出さないようにしてください。

使用時間を過ぎても電話機の返却に応じない場合や、電話機の使用を巡ってトラブルとなる場合、電話機の使用を認めない場合があります。

**Q 8 : 喫煙はできますか。**

A : 健康被害及び火災防止のため、喫煙はできません。  
喫煙用具（タバコや着火用品）の所持や作成は禁止します。

**Q 9 : 洗濯機や乾燥機はいつ使用できますか。**

A : 洗濯機と乾燥機は、開放処遇時間中、自由に利用できます。使用上の注意事項は、次のとおりです。

- ① 洗濯物は1回につき7kg以内にする。
- ② 洗濯・乾燥が終了したら、すぐに中の衣類を出す。
- ③ 洗濯機・乾燥機からの衣類の取り出しは、開放処遇時間中にする。
- ④ 使用後は、フィルターのゴミを取る。
- ⑤ 台数が限られているので、独占しない。

**Q 10 : ゴミの処理はどうすればよいのですか。**

A : 居室で出たゴミは居室ごとにゴミ袋に入れ、口を折り返すなどしてゴミがこぼれないようにして、開放処遇時間中に洗濯室の隣にある集塵室のゴミ入れに入れてください。

ゴミ袋は、必要があればその都度、職員に申し出て受け取ってください。

**Q 11 : 居室を変更することができますか。**

A : 居室の割り振りは当センターが決定します。希望に応じて居室を変更することはありません。

Q12：預けている荷物から物の出し入れをしたいときは、どうすればよいのですか。

A：預けている荷物から取り出したい物や収納したい物があるときは、その旨を記載した被収容者申出書を提出してください。預けている荷物から物の取り出しや収納ができるのはおおむね3か月に1回です。

Q13：預けている荷物を面会人に渡したいときは、どうすればよいのですか。

A：預けている荷物を面会人に渡したいときは、その旨を記載した被収容者申出書を提出してください。

Q14：開放処遇終了後に他の居室への移動や物の受渡しはできますか。

A：開放処遇が終了した後は、他の居室への移動や物の受渡しはできないので、忘れ物などが無いよう十分注意してください。また、開放処遇中であっても、他の居室内に人がいない時は、トラブルの原因になるので、その居室に入ることは控えてください。

Q15：生活の中で禁止されていることはありますか。

A：廊下・娯楽室シャワー室等居室の外では、飲食ができません。また、トラブルの原因になるので、他の人との間で物を売買したり、お金の貸し借りやトランプなどを使った賭け事はできません。

その他、遵守事項等を掲示しているので確認してください。

Q16：他の収容区域にいる友人等に手紙や物を渡すことができますか。

A：別の収容区域にいる友人等に、手紙や物品を渡したいときは、被収容者申出書を提出してください。許可になれば、基本的に1日1回を限度として、渡すことができます。

ただし、隔離中の人とは物品の授受のいずれも認められません。

Q17：居室内への持ち込みが不許可になった要冷蔵の食品を、面会人に渡したいのですが、カバンの中で保管できますか。

A：要冷蔵の食品は、カバン等荷物の中で腐る可能性が高いので、保管することはやめてください。面会人がすぐに取りに来ることができないのであれば、廃棄してください。

**Q18：キャッシュカードでお金を引き出すことができますか。**

A：基本的には、日本国内にいる親族や友人等に依頼してください。  
やむを得ない事情があり、依頼することのできる親族や友人等がいな  
いときは、その旨を記載した被収容者申出書を提出してください。  
申出書が許可となった場合であっても、本人名義のキャッシュカード  
以外は対応できません。

**Q19：大使館又は領事館の電話番号を教えてください。**

A：大使館や領事館または官公庁の電話番号や住所を知りたいときは、職  
員に申し出てください。

**Q20：送付又は差入れにより食品を居室に持ち込むことはできますか。**

A：食品類の持ち込みについて、職員が物品の検査を行った上、可否を決  
定します。その際に物品の開封検査を行うこともあります。

**Q21：申出書を提出したいときは、どうすればよいのですか。**

A：各種申出書は、基本的に平日の午前9時から午前10時までに職員に  
提出してください。  
ただし、診療、面会人への譲渡の申出など一部例外があるので、分か  
らないことがあれば職員に聞いてください。

**Q22：ラマダン中は特別に対応してもらえますか。**

A：ラマダン中の食事時間の変更などについて、特別な対応を希望する  
ときは、その旨を記載した被収容者申出書を提出してください。  
ただし、ラマダンを理由として、他の居室に移ったり、夜間にシャワ  
ーを浴びたり、お祈りのため早朝に職員が起こすような対応はしません。

**Q23：日用品等の給与を受けることができますか。**

A：帰国費用を除いて所持金がなく、衣類や日用品を所持していない人で  
本邦内の親族や関係者から差入れや送付が見込めない人が給与品の支給  
対象となります。  
給与される衣類は、Tシャツ（半袖・長袖）、肌着、パンツ（ブリーフ）、  
靴下、トレーナー、ジャージです。

給与される日用品は、石けん、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、洗濯用洗剤、タオルです。

日用品については、使用期間をおおむね1か月から2か月としています。物品給与を希望する人は、その旨を記載した被収容者申出書を提出してください。当センターが必要な調査を行った後、給与対象者に該当するか決定します。

## 【給食】

Q 1：宗教上の理由などで食事を変更したいときは、どうすればよいのですか。

A：信仰している宗教やアレルギーによって、食べることができないものがあるときは、特別食に変更することができるので、その旨を記載した被収容者申出書を提出してください。医師の指示に基づき、特別食に変更することもあります。なお、給食業者が食材を調達する関係から、変更までに日数を要したり、対応できない場合があります。申出により一度食事を変更すると、理由なく元に戻したり、再度の変更ができないので注意してください。

Q 2：給食は何時に支給されますか。

A：朝食は午前7時頃、昼食は午前10時30分頃、夕食は午後3時30分頃から支給します。戸外運動実施中である場合は、戸外運動終了後に支給します。

Q 3：給食はどのように支給されますか。

A：給食の配膳の準備をした後、アナウンスを入れるので、各自、処遇室まで受け取りに来てください。給食を受け取ったら、その場で各自が中身を確認をしてください。給食に異状を認めた場合は、すぐに職員に申し出てください。

## 【物品購入】

Q 1：日用品や食料品を購入することはできますか。

A：当センターの委託業者による物品購入で日用品や食料品を購入できます。物品購入には、「定形購入」と「定形外購入」があります。

「定形購入」とは、日用品や食料品等が物品リストに記載されており、自分が購入したい物をリストから選び、注文します。

「定形外購入」とは、「定形購入」の物品リストにない物品を注文できます。

「定形購入」は、月曜日と木曜日、「定形外購入」は木曜日が注文日となっています。

「定形購入」は、月曜日に注文すれば次の木曜日、木曜日に注文すれば次の月曜日、「定形外購入」は、翌週の木曜日の早朝に物品が搬入されます。

ただし、ゴールデンウィークや年末年始など閉庁日が長い場合は、改めて職員から注文日と搬入日の説明があります。

なお、「定形外購入」で注文しても、持ち込みや使用が許可されない物が購入できないほか金属製の物又は腐りやすい物などは保安上又は衛生上の問題から購入できないことがあったり、注文しても在庫がなく購入できないこともあるので注意してください。

Q 2：ロッカーから物品購入のお金を取り忘れたときは、どうすればよいのですか。

A：前日の開放処遇終了時までにお金を取り出しておいてください。

もし、お金を準備し忘れたときは物品購入を担当する職員に申し出てください。

## 【診療】

Q 1：診察を受けたいときは、どうすればよいのですか。

A：当センターでは、平日に医師による診察を行っています。診察を受け

たい人は、受診を希望する前日に被收容者申出書を提出してください。  
日本語が書けない場合は、母国語で記載しても構いません。申出を提出するときに症状を職員に詳しく説明してください。

症状について相談したいことがあれば、受診時に自分で医師に申し出てください。

受診日について、担当医が決まっているので、自分が受診できる日を職員に聞いてください。

なお、歯科診療については、原則、毎週金曜日に実施しています。

**Q 2：処方薬と救急常備薬を同時に服用することができますか。**

**A**：処方薬を服用した後、別の処方薬や救急常備薬を服用できるかどうかは、薬の効能や飲み合わせにより医師から指示が出ています。

例えば、「同時に服用できるもの」、「一定の時間を空けてから服用できるもの」、「一定の期間のみ服用できるもの」、「全く服用できないもの」があります。人によっては処方薬の種類などが異なるので、詳しいことは、処方薬を服用する時に職員に聞いてください。

**Q 3：差入れ又は送付された市販薬を服用することができますか。**

**A**：当センターには、風邪薬や頭痛薬、湿布薬等の救急常備薬を備えているので、必要なときは、職員に申し出てください。

差入れ又は送付を受けた市販薬の使用について、当センター医師の許可を受けた場合のみ使用することができます。使用したい市販薬がある場合は、職員に申し出てください。なお、使用が許可される市販薬は日本製かつ未開封のものに限ります。

**Q 4：本国から送付された薬を服用することができますか。**

**A**：外国製の薬については、薬の成分や効能が分からないため、使用することはできません。

適切な健康管理のため、薬の服用や治療を希望する場合は当センター医師の診察を受けてください。

- Q 5 : 処方薬の説明書を受領したいときは、どうすればよいのですか。
- A : 診療により新たに薬が処方された場合又は用法用量が変更になった場合、職員から薬の説明書を渡しますので、大切に保管してください。薬の説明書は日本語で記載されているので、分からないことがあれば、職員に聞いてください。
- Q 6 : 収容中の処方薬を出所時に持ち出すことができますか。
- A : 当センターで処方された処方薬について、医師が必要と判断した場合は、出所時に処方薬を持ち出すことができます。その場合は、医師又は職員から事前に話があります。
- Q 7 : 外部の病院で受診できますか。
- A : 当センター医師が外部の病院で受診する必要があると判断したときは、外部の病院で受診できます。
- Q 8 : 診療室で受診した際の診断書が必要なときは、どうすればよいのですか。
- A : 当センター診療室で受診した際の診断書の交付を希望するときは、必要な理由を記載した被収容者申出書を提出してください。
- Q 9 : 外部の病院で受診した際の診断書が必要なときは、どうすればよいのですか。
- A : 外部の病院の診断書の交付を希望するときは、必要な理由を記載した被収容者申出書を提出してください。診断書の交付に係る費用は、自己負担となります。
- Q 10 : 健康診断を受けることができますか。
- A : 当センターに入所した人に対し、健康診断を実施します。その後、同じ検査を1年ごとに定期的に実施します。基本的な検査としては、問診、診察、身長・体重測定、血圧測定、血液検査、胸部レントゲン、検尿、心電図、検便（40歳以上）ですが、医師が受験者の既往歴等を確認し、必要に応じて全部実施するか、一部実施するか判断します。
- また、入所時と1年ごとの健康診断から6か月が経過した時期に、医

師の間診を中心とした健康診断も実施しています。

**Q 1 1 : 健康診断の結果を知りたいときは、どうすればよいのですか。**

A : 健康診断の結果は、後日、医師が告知します。

**Q 1 2 : カウンセリングを受けることができますか。**

A : 当センターでは、様々な不安や悩みなどを抱えている人を対象として、定期的に外部から招いた臨床心理士（カウンセラー）によるカウンセリングを実施しています。

カウンセリングを希望する人は、職員に申し出てください。ただし、カウンセリングを受ける人数には限りがあるので、当センターが対象者を選考します。

## 【郵便物の受発信】

**Q 1 : 手紙やお金を送りたいときは、どうすればよいのですか。**

A : 手紙を送りたい場合は、平日の12時まで（金曜日は16時まで）受け付けています。被収容者申出書は必要ありません。封書の場合は、封筒に郵便切手を貼って、封をしないまま、職員に直接渡してください。

料金について分からないときなどは、職員に聞いてください。

現金書留郵便や書留郵便を送りたいときは当日の午前10時までに被収容者申出書を提出してください。

なお、他人名義のキャッシュカード及び携帯電話のSIMカードを他人に渡すことなどは、法律で禁止されているため、送ることができません。

送付に必要な封筒や切手は事前に自分で用意してください。

**Q 2 : 荷物を送りたいときは、どうすればよいのですか。**

A : 荷物を送りたいときは当日の午前10時までにその旨を記載した被収容者申出書を提出してください。

現金、キャッシュカードなどは荷物として送らないで、郵便（現金書留、簡易書留など）を利用してください。

原則として、現金で送料を支払うこととなりますが、ゆうパックで送る時は切手で料金を支払うこともできます。荷物を送るためのカバンやダンボール箱は、自分で用意してください。

やむを得ない事情がない限り、着払いで荷物を送ることはできません。

Q 3 : 今日届いた私あての手紙は、すぐに受け取ることができますか。

A : 当センターに届いた手紙は必要な確認等が終わり次第、交付します。なお、手紙については、開封した後、職員が一度回収し、必要な確認を終えた後に交付します。

Q 4 : 今日届いた私あての荷物は、すぐに受け取ることができますか。

A : 当センターに届いた荷物は、必要な確認が終わり次第、交付します。当センターでは、次のような荷物を受け取ることはできません。

- ① クール宅急便など要冷蔵・冷凍指定の送付物
- ② 閉庁時間に届いた荷物（翌開庁日に受け取り）
- ③ 代金引換や着払いでの荷物（注）

（注）やむを得ない事情がある人は、事前に被収容者申出書を提出し、許可になれば受け取ることができます。

荷物の送付を依頼するときは、当センター住所の後に必ずあなたの名前を書くよう差出人に伝えてください。名宛人の記載がないときは、受け取ることができません。

## 【物品の使用】

Q 1 : 私物の日用品は使用できますか。

A : 私物の日用品の使用を希望する人は、その旨を記載した被収容者申出書を提出してください。その物品の形状、材質、大きさ等を考慮し、申出が許可となった場合使用することができます。

許可を受けて使用する場合は、勝手に他人に譲渡したり、貸したり、捨てたりしないでください。

食器類やプラスチック製容器など被収容者申出がなくても使用するこ

とができる物品もあります。分からないことがあれば職員に聞いてください。

**Q 2：私物のCDプレーヤーは使用できますか。**

A：使用を希望する人は、その旨を記載した被收容者申出書を提出してください。使用できるCDプレーヤーは、1人1台までです。

なお、使用に当たっての注意事項は、次のとおりです。

- ① 乾電池式で通信機能、録音機能、スピーカーがない再生専用のもののみ使用できます。
- ② 他人との貸し借りはできません。
- ③ 充電式やMDプレーヤー、iPOD等の多機能型のプレーヤーは使用できません。
- ④ 使用する時は、他人の迷惑にならないよう注意してください。

**Q 3：私物の運動靴を使用できますか。**

A：使用を希望する人は、その旨を記載した被收容者申出書を提出してください。使用できる運動靴は1人1足までです。

運動靴は使用時以外は戸外運動場に設置された靴箱か警備室に保管し、居室内や娛樂室内で保管しないようにしてください。

**Q 4：私物のシェーバーは使用できますか。**

A：当センターでは、シェーバーを貸与していますが、私物のシェーバーの使用を希望する人は、その旨を記載した被收容者申出書を提出してください。使用できるシェーバーの種類は乾電池式のみで、充電池式は使用できません。

**Q 5：シェーバーはいつでも使用できますか。**

A：当センターのシェーバーの貸与時間は、開放処遇時間中です。当センターのシェーバーは数量に限りがあり、消毒・滅菌を行ってから貸与しているので、貸与を希望する人が集中した場合、直ぐに対応できないことがあります。使用後は、他の人に貸すことなく、いったん返却してください。髭を剃る以外の目的でシェーバーを使用することはやめてください。

なお、使用が許可された私物シェーバーは、いつでも使用することができます。

**Q 6 : お祈り用品は使用できますか。**

A : 使用を希望する人は、その旨を記載した被收容者申出書を提出してください。許可になれば使用することができます。許可を受けて使用する場合は、勝手に他人に譲渡したり、貸与したり、捨てたりしないでください。

### 【物品の貸与】

**Q 1 : 居室を掃除するときは、掃除機を借りることができますか。**

A : 開放処遇時間中に使用することができます。掃除機は洗濯室横の集塵室に置いてあるので、使用が終わったら元の場所に戻してください。台数が限られているので、譲り合って使うようにしてください。

**Q 2 : 理髪用品、裁縫道具、はさみ、毛抜き、体毛用バリカン及び爪切りを借りることができますか。**

A : 理髪用品、裁縫道具、はさみ及び工具を使用したい人は、申出受理時間中に被收容者申出書を提出してください。

裁縫道具として、縫い針、糸、はさみを貸与します。

理髪用品、裁縫道具、はさみ、毛抜き、工具は、いずれも開放処遇時間中に処遇室内において使用することになります。

体毛用バリカンは、開放処遇中に処遇室又はシャワー室で使用できます。

爪切りは開放処遇中に処遇室又は警備室横の廊下で使用できます。

**Q 3 : 娯楽用品を借りることができますか。**

A : 娯楽用品として、卓球用具、チェス、将棋、囲碁、オセロ及びトランプがあります。また、運動用具として、サッカーボール、バレーボール、バスケットボール及びバトミントン用具があります。

各用品の貸与時間について、卓球用具は午前9時から午後4時45分まで、運動用具は戸外運動時間中、その他の娯楽用品の貸与時間は、午前9時から午後10時00分までですが、雨天等の場合、運動用具の貸与を中止する場合があります。

数が限られているため、他の人が使用している場合はすぐに貸与できないことがあります。

個人で所有している娯楽用品を使いたい人は職員に申し出てください。娯楽用品を使う時は、他人の迷惑にならないよう注意してください。

なお、娯楽用品を使って賭け事をすることは禁止です。

**Q 4：辞書を借りることはできますか。**

**A** : 使いたいときに職員に申し出てください。

貸与時間は午前7時から午後10時00分までです。次に使う人のため、書き込みをしたり、破ったりしないでください。

**Q 5：毛布、シーツなどは交換できますか。**

**A** : 毛布は3か月ごとに交換できます。

毛布カバー、シーツ及び枕カバーは、1か月ごとに交換できます。

その他、貸与品が汚損した場合や返却を希望する場合は、被収容者申出書を提出してください。

## 【面会】

**Q 1：面会の受付時間は何時から何時までですか。**

**A** : 面会の受付時間は、平日の午前9時から午前11時30分までと午後1時から午後4時までです。

また、面会室では物品の受け渡しはできません。面会人に渡したい物品があれば、被収容者申出書を提出してください。

領事官又は弁護士と面会するときは、面会室に書類受け渡しのための小窓があります。

Q 2 : 面会の時間は何分ですか。

A : 面会の時間は、原則として30分以内です。ただし、領事官又は弁護士と面会するときは、この限りではありません。

Q 3 : 家族と仕切りのない部屋で面会したいときはどうすればよいのですか。

A : 18歳未満の子(実子又は養子)及び付き添い人1人に限り、事前に被收容者申出書を提出して許可を受けた場合、仕切りのない部屋で面会することができます。家族面会を希望する場合は、事前に面会予定者、面会日時及び面会理由を記載した被收容者申出書を提出してください。

### 【各種手続】

Q 1 : 仮放免申請をしたいときは、どうすればよいのですか。

A : 「仮放免許可申請書」の交付を希望するとき、又は「仮放免許可申請書」を提出するときは、いずれの場合にも被收容者申出書を提出してください。

必要な書類等は、仮放免の案内書に書いてあるとおりです。分からないことがあれば、直接その担当官に聞いてください。

当センター入所後の診療記録は、当センターで保管していますので、仮放免許可申請の際にその診断書を改めて提出する必要はありません。

Q 2 : 難民認定申請をしたいときは、どうすればよいのですか。

A : 「難民認定申請書」の交付を希望するとき又は「難民認定申請書」を提出するときは、被收容者申出書を提出してください。

Q 3 : 不服申出とは何ですか。

A : あなたが収容中に受けた処遇に関する入国警備官の措置について不服があるときは、その措置を受けた日から7日以内に、不服の理由を記載した書面により所長にその旨を申し出ることができます。この申出を行うことにより不利な取扱いを受けることはありません。

詳しいことは、警備室横の亚克力板に掲示してあるので、よく読ん

てください。

**Q 4：意見箱とは何ですか。**

A：「意見箱」は、収容されている人達の処遇についての意見・苦情等を直接、あなたが収容されている施設の長に届けるためのものです。意見等がある場合は、任意の用紙（自分の便せんなど）に記入して、「意見箱」に入れてください。意見箱は洗濯室内に設置されています。意見に対する回答が必ずあるとは限りませんが、施設の長は、意見・苦情等の内容を必ず確認しています。

詳しいことは、洗濯室の「意見箱」の近くに掲示してあるので、よく読んでください。

**Q 5：提案箱とは何ですか。**

A：「提案箱」とは、収容されている施設での処遇や運営についての意見・提案を、入国者収容所等視察委員会（以下「視察委員会」という。）に届けるためのものです。意見・提案がある場合は、原則として決められた用紙に記入して直接自分で「提案箱」に入れてください。「提案箱」に入れる用紙（意見・提案書）は、「提案箱」の横に設置したクリアファイル内にあります。被収容者申出書の提出は不要です。

詳しいことは、洗濯室の「提案箱」の近くに掲示してある案内文を見てください。

**Q 6：視察委員会とは何ですか。**

A：視察委員会とは、警備処遇の透明性の確保及び収容施設の運営の改善向上を図るために設置されたものです。視察委員会の委員は、法務大臣が任命した人たちですが、出入国在留管理庁とは別の組織です。

なお、視察委員会は、収容施設の運営について意見を述べることであり、退去強制手続に関する事項（在留特別許可、仮放免等）及び個々の被収容者に関する事項については、意見を述べる対象とはしていません。

**Q 7：視察委員と面接したいときは、どうすればよいのですか。**

A：視察委員会の委員は、1年に2回程度、来所します。視察委員が来所する時期は、掲示文で案内します。視察委員会との面接を希望する人は、

職員から「面接希望申出書」を受け取り、必要事項を記入した上で職員に提出してください。ただし、面接を希望しても、誰と面接するかは、視察委員が決めることになるので、申し出ても必ずしも面接できるとは限りません。

**Q 8** : 収容証明書が欲しいときは、どうすればよいのですか。

**A** : 「収容証明書」が必要なときは、使用目的、提出先、必要部数を記載した被収容者申出書を提出してください。許可になれば交付されます。

「収容証明書」は、出所時又は収容中を問わず公的な手続（行政手続や訴訟手続など）のため必要なときに交付します。

なお、出所後、「収容証明書」が必要になったときは、出所後でも発行することができるので、当センター総務課に問い合わせてください。「収容証明書」の交付は、原則として、本人が直接、来所して手続をしてください。

**Q 9** : 入管が保管している自分の記録が欲しいときは、どうすればよいのですか。

**A** : 入管が保管する行政文書の開示を希望する場合、その内容が自分自身に関するものであれば、所定の手続（保有個人情報開示手続と言います。）により、情報開示の請求を行うことができます。

この手続を行う場合は、その旨を記載した被収容者申出書を提出してください。

なお、この手続を行う場合には、収容証明書（Q8）及び収入印紙（1件につき300円）が必要となるため、事前に準備しておいてください。

## 【その他】

**Q** : ここでの生活や制度について分からないことがあるときは、どうすればよいのですか。

**A** : ここで生活する上で分からないことがあるときや出入国在留管理庁の制度について分からないことがあるときは、職員に聞いてください。